

令和8年5月

第5回尼崎市議会臨時会議案

目

次

< 報告 >

報告第 2 号 専決処分について（尼崎市市税条例の一部を改正する
条例）

< 予算 >

議案第 5 4 号 令和 8 年度尼崎市一般会計補正予算（第 1 号）

報 告

報告第2号

専決処分について

尼崎市市税条例の一部を改正する条例について、令和8年3月31日次のとおり専決処分したので、報告し、承認を求める。

令和8年5月18日提出

尼崎市長 松 本 眞

尼崎市市税条例の一部を改正する条例

尼崎市市税条例（昭和25年尼崎市条例第61号）の一部を次のように改正する。

第13条第1項中「、第61条の6第1項に規定する納期限後」を削り、同項第5号中「第61条の6第1項、」を削り、同項第6号中「第61条の6第1項、」及び「第61条の7第2項、」を削る。

第60条第1項を次のように改める。

軽自動車税は、主たる定置場が本市の区域内に存する軽自動車等（法第442条第1号に規定する軽自動車等をいう。以下同じ。）に対し、その所有者に課する。

第60条第2項を削り、同条第3項中「種別割」を「軽自動車税」に、「第1項」を「前項」に改め、同項ただし書中「当該」を「その使用する」に改め、同項を同条第2項とする。

第60条の2第1項中「当該軽自動車等の」を「その」に、「軽自動車税の賦課徴収については、買主を3輪以上の軽自動車の取得者又は軽自動車等の」を「買主をその」に改め、同条第2項中「3輪以上の軽自動車の取得者又は軽自動車等の」を「その」に改め、同条第3項及び第4項を削る。

第61条の見出し中「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条中「第442条第6号」を「第442条第4号」に、「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第61条の2から第61条の9までを次のように改める。

第61条の2から第61条の9まで 削除

第62条の見出し中「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条中「種

別割」を「軽自動車税」に改め、同条第1号中「第442条第4号」を「第442条第2号」に改め、同条第2号中「軽自動車」の次に「（法第442条第3号に規定する軽自動車をいう。以下同じ。）」を加え、同条第4号中「第442条第7号」を「第442条第5号」に改める。

第63条の見出し、同条第1項及び第2項並びに第65条（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第67条の見出し中「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条中「種別割」を「軽自動車税」に改め、「当該」を削る。

第68条の見出し、第69条の見出し並びに同条第1項及び第2項中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第69条の2第1項中「本市内」を「本市の区域内」に、「当該」を「その」に、「種別割」を「軽自動車税」に、「ものに限る。）（」を「者に限る。」に、「その」を「当該原動機付自転車等の」に改め、同条第2項中「より当該」を「よりその交付を受けた」に改め、同条第3項中「当該」を「その交付を受けた」に改め、同条第4項中「当該交付」を「その交付」に、「本市内」を「本市の区域内」に、「当該標識」を「当該交付を受けた標識」に改め、同条第5項中「本市内」を「本市の区域内」に改め、「当該」を削り、「車体」を「農耕作業用自動車の車体」に改め、同条第6項後段を次のように改める。

この場合において、必要な技術的読替えは、市長が定める。

第69条の2第7項中「本市内」を「本市の区域内」に、「原動機付自動車等」を「原動機付自転車等」に、「車体」を「試乗し、又は第三者に試乗させようとする当該原動機付自転車等の車体」に改め、同条第8項中「、第2項中「第4項」とあるのは「第8項において読み替えて準用する第4項」と、「当該標識」とあるのは「当該試乗標識」と、第3項中「当該標識」とあるのは「当該試乗標識」と」を削り、「当該交付」を「その交付」に、「が本市内」を「が本市の区域内」に、「は「本市内」を「は、「本市の区域内」に、「、「当該標識」とあるのは「当該試乗標識」と読み替えるものとする」を「読み替えるほか、必要な技術的読替えは、市長が定める」に改める。

附則第34項から第37項までを次のように改める。

34から37まで 削除

附則第38項の前の見出し中「の種別割」を削り、同項中「をいう」を「に限る」に、「特定軽自動車」というを「同じ」に、「特定軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定（次項から附則第45項までにおいて）」を「軽自動車と同条第1項に規定する初回車両番号指定（以下）」に改め、「の種別割」を削り、附則第39項中「もの」を「もの（以下この項において「特定3輪以上軽自動車」という。）」に、「当該軽自動車令和4年4月1日から令和8年3月31日」を「特定3輪以上軽自動車令和7年4月1日から令和10年3月31日」に、「には、当該」を「には、その」に改め、「の種別割」を削り、附則第44項中「令和4年4月1日」を「令和7年4月1日」に、「当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」を「令和8年度分」に改め、「の種別割」を削り、附則第45項を次のように改める。

45 削除

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の尼崎市市税条例の規定は、令和8年度以後の年度分の軽自動車税について適用する。

3 この条例の施行の前日に取得された3輪以上の軽自動車（地方税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第2号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号）第442条第5号に規定する軽自動車をいう。）に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

4 令和7年度以前の年度分の軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

(説 明)

地方税法等の一部を改正する法律（令和 8 年法律第 2 号）の施行に伴い、条例改正が必要となり、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、専決処分をしたことから、同条第 3 項の規定により、本案を提出する。

予 算

議案第54号

令和8年度尼崎市一般会計補正予算（第1号）

令和8年度尼崎市の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ41,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ247,251,000千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和8年5月18日提出

尼崎市長 松 本 眞

第1表 歳入歳出予算補正

(単位 千円)

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
65 繰越金		1	41,000	41,001
	05 繰越金	1	41,000	41,001
歳入合計		247,210,000	41,000	247,251,000

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
15 民生費		129,988,912	41,000	130,029,912
	25 青少年費	2,548,337	41,000	2,589,337
歳出合計		247,210,000	41,000	247,251,000

一 般 会 計

予 算 説 明 書

(補 正 1 号)

議54-4

1 歳入歳出予算事項別明細書

歳 入

65 繰越金

(単位 千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
65 款 繰越金	1	41,000	41,001			
05 項 繰越金	1	41,000	41,001			
05 目 繰越金	1	41,000	41,001	繰越金	41,000	○ (企画財政局) 補正財源として繰越金を補正 41,000

歳 出
15 民生費

(単位 千円)

款項目	補正前の額	補 正 額	計	財源内訳	節		説 明
					区 分	金 額	
15 款 民生費	129,988,912	41,000	130,029,912	特定財源 0 一般財源 41,000			
25 項 青少年費	2,548,337	41,000	2,589,337	特定財源 0 一般財源 41,000			
15 目 児童育成費	538,621	41,000	579,621	一般財源 41,000	12 委 託 料	41,000	○ 放課後居場所緊急対策事業費（こども青少年局） 夏季休業期間における、学校施設を活用した 児童の居場所確保を行うことに伴う補正